

# 質問回答書

契約番号 一

令和4年度新型コロナウイルス感染症の療養支援に係る人材派遣契約（看護職）（令和4年7月  
契約件名～令和4年9月）

項目、該当ページ等	質問内容	回答
3ページ 契約全般に関する内容	■就業時間について ・9時～20時のうち本市が指定する連続した7時間とあるが、就業時間はいつ頃決まるのか。 また、想定されるシフトはあるか。	コア時間帯である12時～17時には6名（土日祝日は7名）の従事をお願いします。 想定されるシフトは、 ①10時～17時：2名（土日祝3名）、 12時～19時：4名 または ②10時～17時：3名（土日祝4名）、 12時～19時：3名 となりますが、詳細は落札後に別途調整します。  なお、感染症の感染状況等に応じ、シフトを変更する場合がありますが、その際には事前に通知、調整を行います。
3ページ 契約全般に関する内容	■時間外労働について ・15分単位で集計し支払いを行うとあるが、切り上げ、切り捨てのどちらか。 ・当社（派遣元）は1分単位で支払っているが、当社規定にて対応は可能か。	時間外労働は15分単位で切り上げて集計します。 (例：時間外労働を開始し、15分以内に終了した場合でも、15分間の時間外労働とみなし、集計します。) このため、本市から契約事業者への支払いについては1分単位での支払いは行いません。
3ページ 契約全般に関する内容	■支払条件について ・当社は、月末に締め、翌月20日までの入金というルールとなっているが、このルールに則った対応は可能か。	支払いについては、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内の支払いとなるため、ご提示いただいたルールによる支払いはできません。
3ページ 契約全般に関する内容	■支払条件について ・適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うとあるが、具体的には何日目となるか。	原則、適法な請求書を受理した日から起算して30日目にお支払いとなります。
3ページ 契約全般に関する内容	■派遣期間について ・今回の契約は、令和4年7月1日～令和4年9月30日となっているが、10月以降、更新の可能性はあるか。	契約期間の更新はありません。

項目、該当ページ等	質問内容	回答
5ページ 人材派遣契約仕様書	<p>■第4 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話等による健康観察業務について、1日あたりの電話の本数はどの程度を想定しているか。</li> </ul>	1日あたりの架電数として、最大15件/人程度を想定しています。
6ページ 人材派遣契約仕様書	<p>■第5 5 派遣労働者の配置（1）イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電話及び対面での相談」とあるが、対面とはどのような場面か。</li> <li>・対面の場合、どこかへ出向くことがあるか。</li> <li>・交通費が発生する場合どのような取り扱いとなるか。</li> <li>・出先から何か確認する際、指揮命令者と連絡は可能か。</li> </ul>	<p>電話による健康観察業務が主となるため、実際に対面での相談を行うことは想定していません。（業務内容としては、5ページ人材派遣契約仕様書第4に記載のとおりです。）</p> <p>健康観察業務を円滑に行うため、電話及び対面での相談支援を行える程度のコミュニケーション能力がある方の配置をお願いします。</p>
6ページ 人材派遣契約仕様書	<p>■第5 5 派遣労働者の配置（1）ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染症の知識を有し」とあるが、どの程度の経験や知識を想定しているか。</li> </ul>	<p>看護師資格保有者として、一般的に有している感染症予防策に対する知識等があることを想定しています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に関する知識などについては、派遣いただいた際に研修等を行います。</p>
その他	<p>■派遣就業時の服装について、制服はあるか。また、制服がある場合、更衣室はあるか。</p>	制服はありません。